川崎市告示第572号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第２１条の５の２５第１項第１号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和８年 10 月 22 日

川崎市長　福　田　紀　彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
合同会社ロイヤル	発達支援ＬＡＢＯロイヤルウイング	神奈川県川崎市中原区丸子通二丁目４４７－７　ローエングリーンハイツ１０１	児童発達支援	令和８年９月１日	1455200921
合同会社ロイヤル	発達支援ＬＡＢＯロイヤルウイング	神奈川県川崎市中原区丸子通二丁目４４７－７　ローエングリーンハイツ１０１	放課後等デイサービス	令和８年９月１日	1455200921
株式会社　ＯＲＫＡ	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー川崎武蔵小杉	神奈川県川崎市中原区小杉町３－６－４	児童発達支援	令和８年９月１日	1455200939
株式会社　ＯＲＫＡ	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー川崎武蔵小杉	神奈川県川崎市中原区小杉町３－６－４	放課後等デイサービス	令和８年９月１日	1455200939